

出荷制限指示後の管理の考え方

－野生こしあぶら－

こしあぶら（野生）の出荷管理については、関係市町村と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

1 制限区域の市町村からの出荷防止対策

(1) 出荷制限の周知の徹底

県は、出荷制限が指示された日立市、常陸大宮市、常陸太田市、城里町、北茨城市、高萩市、石岡市、大子町、桜川市及び笠間市の協力を得て、県及び当該市町のインターネットのホームページや広報誌に掲載するなどにより、採取された野生のこしあぶらが出荷されないように周知徹底を図る。

(2) 流通対策

県は、出荷制限が指示された日立市、常陸大宮市、常陸太田市、城里町、北茨城市、高萩市、石岡市、大子町、桜川市及び笠間市の協力を得て、J A、直売所、卸売市場等の販売事業者に対し、産地の市町村を確認の上、出荷制限が指示された日立市産、常陸大宮市産、常陸太田市産、城里町産、北茨城市産、高萩市産、石岡市産、大子町産、桜川市産及び笠間市産のこしあぶら（野生）を扱わないことを要請するとともに、当該販売事業者に対する巡回指導を行う。

また、県は、定期的にインターネット上による通信販売の監視を行い、出荷制限が指示された日立市産、常陸大宮市産、常陸太田市産、城里町産、北茨城市産、高萩市産、石岡市産、大子町産、桜川市産及び笠間市産のこしあぶら（野生）が販売されていないかを確認する。

2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

出荷制限が指示された市町村以外の市町村から産出されるこしあぶら（野生）については、出荷者に対し、放射性セシウム濃度の検査を出荷前に行うこと、及び出荷先の記録を保存することを要請するとともに、J A、直売所、卸売市場等の販売事業者に対し、出荷者により当該検査が行われたことを確認すること、産地の市町村等が適正に表示されていることを確認すること、及び入荷先（加えて、卸売業においては販売先）の記録を保存することを要請し、さらに必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

これらの取組が確実に行われるよう、県及び各市町村は、当該販売事業者に対する巡回指導を行う。